

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【公開番号】特開2014-49315(P2014-49315A)

【公開日】平成26年3月17日(2014.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-014

【出願番号】特願2012-192156(P2012-192156)

【国際特許分類】

H 01 H 50/54 (2006.01)

【F I】

H 01 H 50/54 S

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月7日(2015.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電磁石と、

前記電磁石により駆動される可動接点と、

前記可動接点に接触及び開離可能に対向配置される固定接点と、

前記固定接点に対する前記可動接点の開離方向の動作を止めるバックストップと、

前記バックストップを、前記固定接点と前記可動接点との間に予め定めた接点ギャップを形成する位置に配置するバックストップ位置決め部とを具備し、

前記バックストップの位置に応じて、前記固定接点と動作が止められた前記可動接点との間に、異なる寸法に定めた前記接点ギャップが形成される、

電磁継電器。

【請求項2】

前記バックストップ位置決め部は、第1寸法の接点ギャップを形成する第1の位置と、該第1寸法とは異なる第2寸法の接点ギャップを形成する第2の位置とのそれぞれに、前記バックストップを配置できる、請求項1に記載の電磁継電器。

【請求項3】

前記第1の位置に配置される第1のバックストップと、前記第2の位置に配置される第2のバックストップとを具備する、請求項2に記載の電磁継電器。

【請求項4】

前記電磁石は、コイルが装着される巻枠を備え、前記バックストップ位置決め部は、該巻枠に設けられる、請求項1～3のいずれか1項に記載の電磁継電器。

【請求項5】

電磁継電器と負荷とを含む電気回路であって、

前記電磁継電器は、

第1の接点を有する第1の端子と、

第2の接点を有する第2の端子と、

前記第1の接点及び前記第2の接点に開離可能に接触して、前記第1の端子と前記第2の端子とを互いに電気的に接続する短絡部材とを具備し、

前記第1の端子と前記第2の端子と前記短絡部材と前記負荷とが直列に接続される、

電気回路。

【請求項 6】

複数の前記電磁継電器を具備し、1つの前記電磁継電器の前記第1の端子又は前記第2の端子と他の1つの前記電磁継電器の前記第1の端子又は前記第2の端子とが互いに接続される、請求項5に記載の電気回路。

【請求項 7】

電磁石と、

前記電磁石により駆動される可動接点と、

前記可動接点に接触及び開離可能に対向配置される固定接点と、

前記固定接点と前記可動接点との間の接点ギャップを形成するバックストップを配置可能なバックストップ位置決め部とを具備する、

電磁継電器。

【請求項 8】

前記バックストップ位置決め部には、板状のバックストップが装着されるスリット又は溝が形成されている、請求項7に記載の電磁継電器。

【請求項 9】

前記バックストップ位置決め部は、第1の側壁と、該第1の側壁に対して向かい合わせに配置される第2の側壁とを有し、

前記固定接点及び前記可動接点は、前記第1の側壁と前記第2の側壁との間に配置される、請求項7又は8に記載の電磁継電器。